

令和元年台風第15号及び第19号による被災者の皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 被災された方で災害救助法が適用された市町村に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。※岩手県内の災害救助法適用市町村 6市5町3村（宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、洋野町、田野畠村、普代村、野田村）
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円までの貸付も可。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 儻還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期限後は残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します

申込みに必要なもの

- 申込者の身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- 印鑑（印鑑がない場合は押印でも差し支えありません。）
- 申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- 被災状況を確認する書類（原則として、市町村発行のり災証明書もしくは被災証明書。所定の同意書の提出により、貸付決定後の提出も可能です。）

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

受付窓口・受付時間

- 住所を有する市町村社会福祉協議会
- 避難をしている避難所先の市町村社会福祉協議会
社会福祉法人田野畠村社会福祉協議会
〒028-8407 下閉伊郡田野畠村田野畠120番地1
TEL：0194-33-3025 午前9時00分～午後5時00分（土日除く）

実施主体：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

お問い合わせ先：〒020-0831盛岡市三本柳8-1-3ふれあいランド岩手内

TEL 019-637-4496